

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）に基づく施策の実施状況等について検証したうえで、支援施策のあり方について検討し、支援施策の更なる充実に資するため、「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 神奈川県の犯罪被害者等支援施策のあり方について検討すること。
- （2） 神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況の検証に関すること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策の推進上、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）の数は、10名以内とし、犯罪被害者等支援関係者及び有識者等のうちから選任する。

2 委員については、年度ごとに選任し、再任を妨げないものとする。

（座長）

第4条 検討委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、座長が招集する。

2 座長は、各委員が一堂に会することが困難な場合は、事務局から各委員に対して意見聴取を実施させ、これを会議に代えることができる。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

（事務局等）

第6条 検討委員会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課及び神奈川県警察本部警務部警務課被害者支援室が共管する。

2 検討委員会の庶務は、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課が行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

2 神奈川県犯罪被害者等支援施策検証委員会設置要綱（平成22年5月18日施行）は、廃止する。

3 この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。